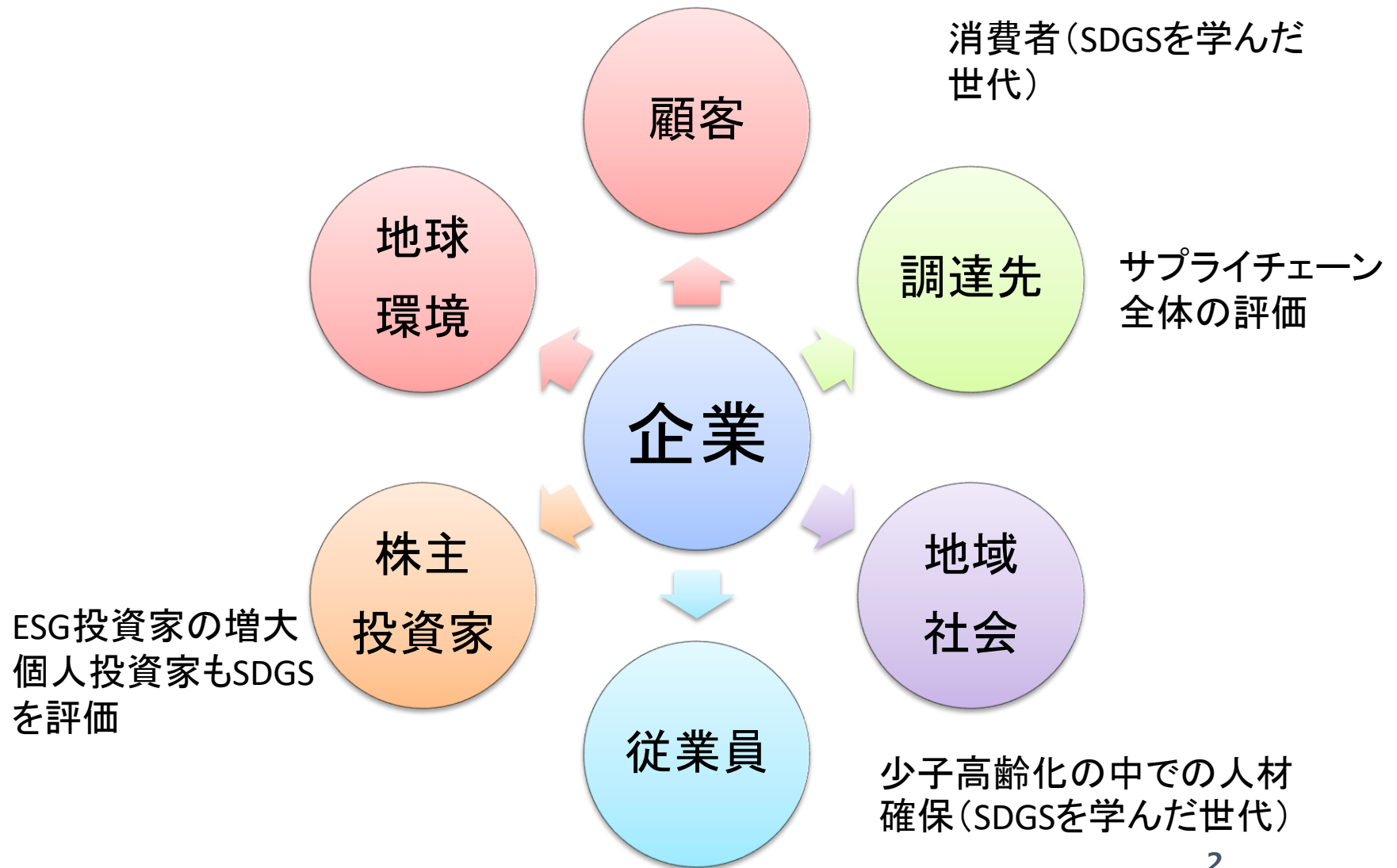


企業の経営・成長戦略としての カーボンニュートラル

元環境省脱炭素化イノベーション研究調査室長

元長野県副知事 中島 恵理

なぜ企業がゼロカーボンに取り組むか？

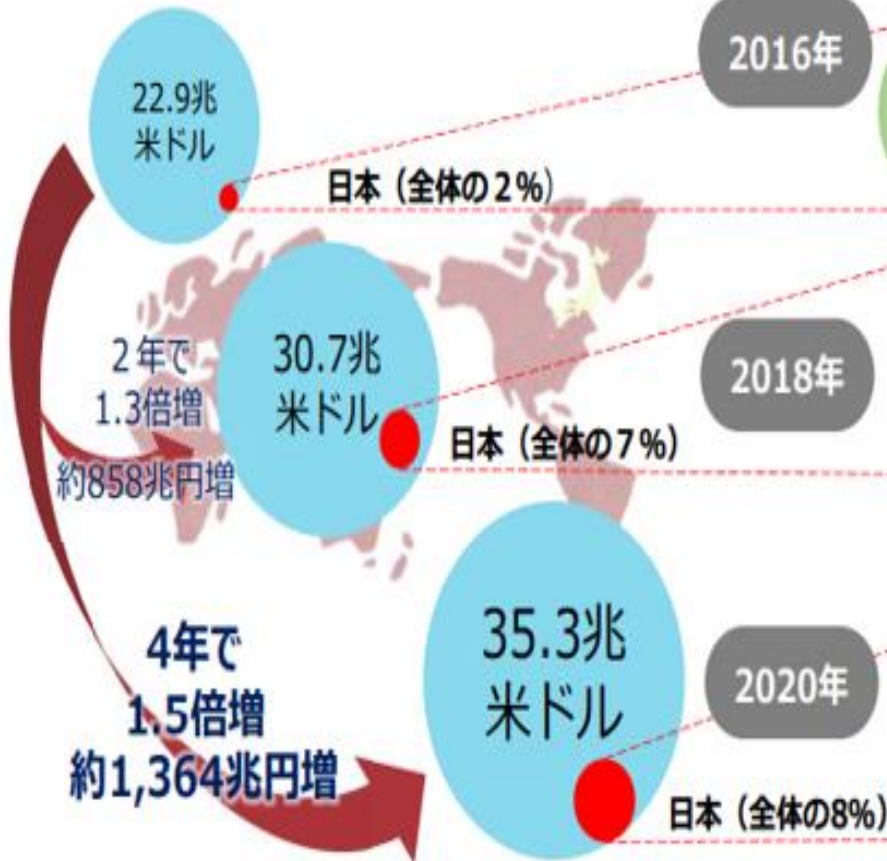


気候変動対策が
企業経営上の重要課題に

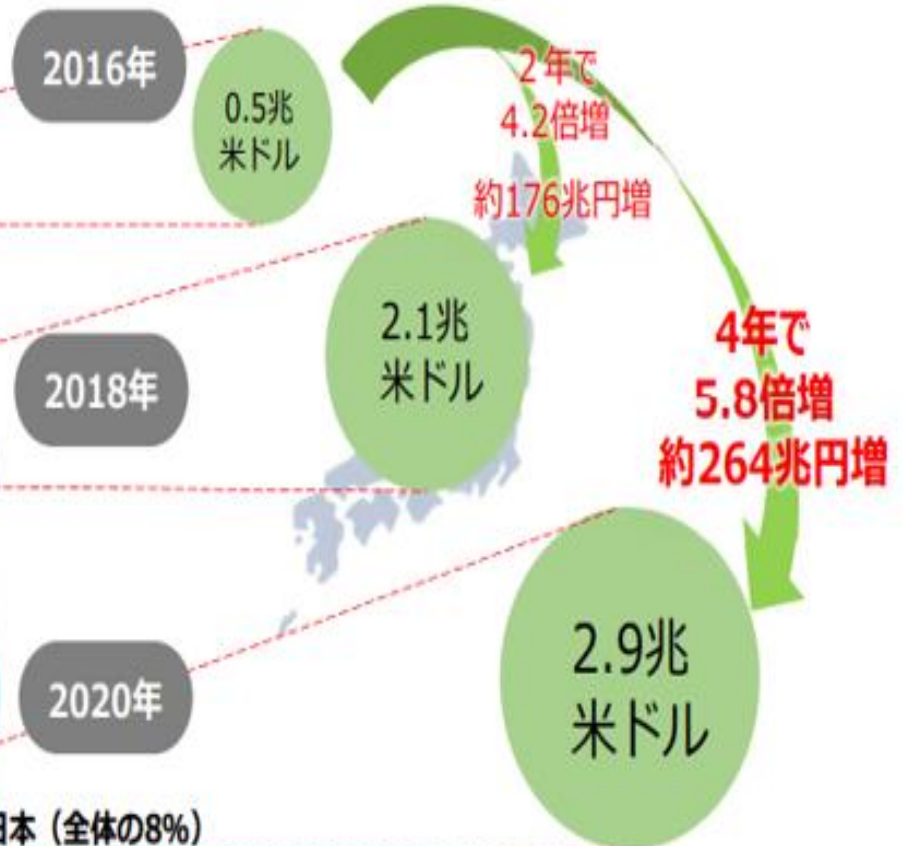


ESG金融の拡大

世界のESG市場の拡大

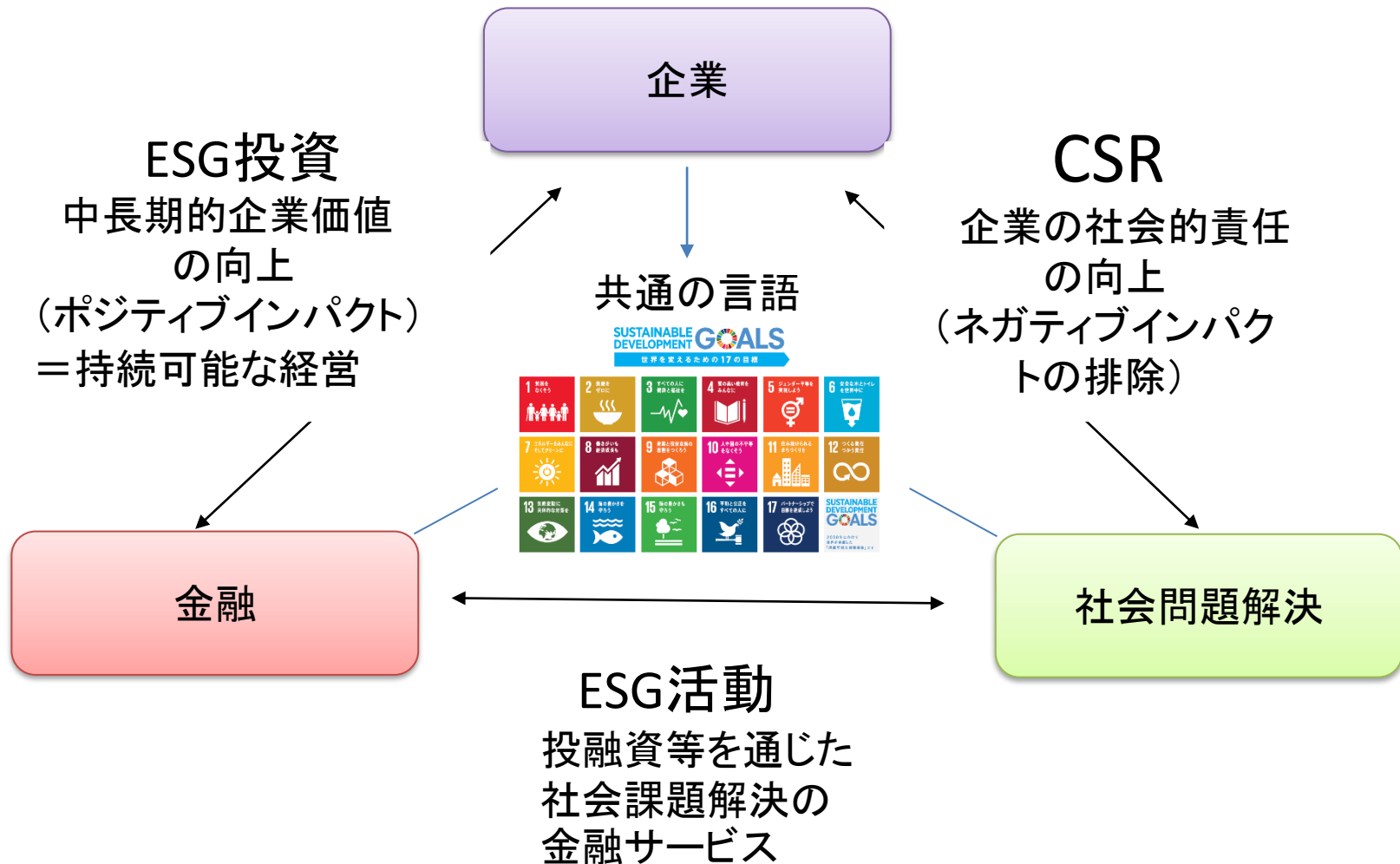


日本のESG市場の拡大



【出所】 Global Sustainable Investment Alliance (2020), "Global Sustainable Investment Review 2020" 及び NPO法人日本サステナブル投資フォーラム サステナブル投資意識調査 公表資料より環境省作成

日本の全運用額に占める割合は約24%



企業の気候変動リスクの開示の義務付け

金融審議会ディスクロージャーワーキンググループ報告(2022年6月) の概要

昨今のサステナビリティを巡る経済社会情勢を踏まえ

有価証券報告書に非財務情報の記載の充実：
サステナビリティ情報の記載欄を新設



金融庁は内閣府令を改正し、

企業の気候変動リスクに関する開示を義務付け。

上場企業や非上場企業の一部の約4000社が提出する有価証券報告書に記載を求める。

法的な拘束力を持つ有価証券報告書で一定のルールに基づく開示を義務付け、企業の取り組みを加速させるとともに、国内外の投資家の判断材料とする。

サステナビリティ情報の「記載欄」における記載事項

- 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の「記載欄」では、「ガバナンス」及び「リスク管理」については全ての企業が開示し、「戦略」及び「指標及び目標」については各企業が重要性を判断して開示する(2023年3月期から適用)

有価証券報告書(主な項目)

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- **サステナビリティに関する考え方及び取組(新設)**
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

サステナビリティに関する考え方及び取組

(1)ガバナンス 全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対するガバナンス体制
(記載イメージ:取締役会や任意に設置した委員会等の体制や役割等)

(2)戦略

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する取組み
(記載イメージ:企業が識別したリスク及び機会の項目とその対応策等)

全企業が開示

人的資本について、人材育成方針や社内環境整備方針

(3)リスク管理 全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するために用いるプロセス
(記載イメージ:リスク及び機会の識別・評価方法や報告プロセス等)

(4)指標及び目標

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会の実績を評価・管理するために用いる情報(記載イメージ:GHG排出量の削減目標と実績値等)

全企業が開示

人材育成方針や社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標による目標・実績

全企業が開示(注1)

女性管理職比率、男性育児休業等取得率、男女間賃金格差については、「従業員の状況」で記載

(記載に当たっての留意事項)

- ✓ 詳細情報について、任意開示書類(統合報告書、データブック等)の参照も可能^(注2)
- ✓ 記載した将来情報が、実際の結果と異なる場合でも、合理的な仮定等に基づき、適切な検討を経たものであれば、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない

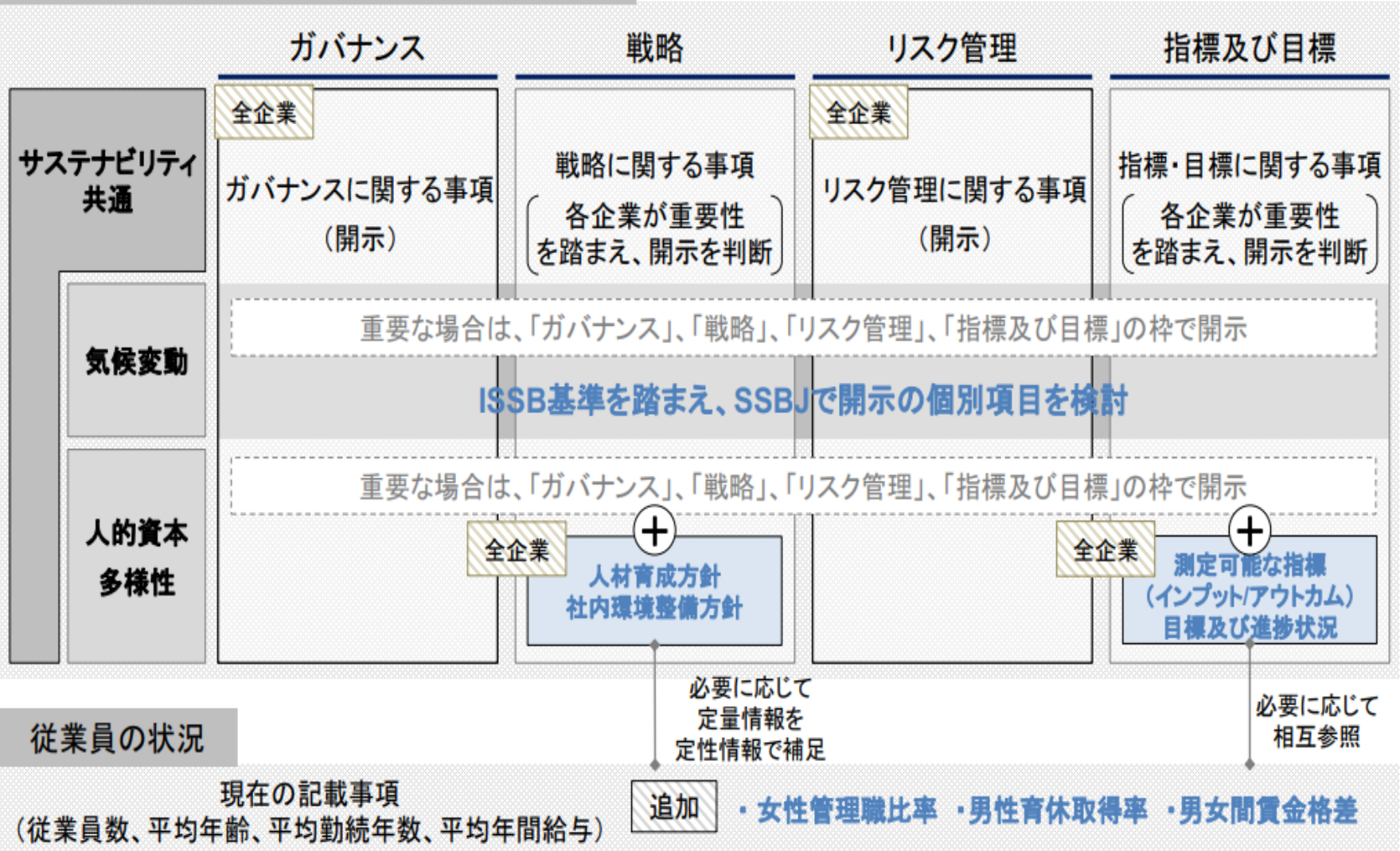
(注1)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」又は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)」に基づく情報の公表を行っている企業が対象となる

(注2) 任意開示書類に明らかに重要な虚偽記載があることを知りながら参照するなど、当該参照する旨の記載自体が有価証券報告書の重要な虚偽記載になりうる場合を除けば、単に任意開示書類の虚偽記載のみをもって、金融商品取引法の罰則や課徴金が課されることにはならない

サステナビリティ開示の概観

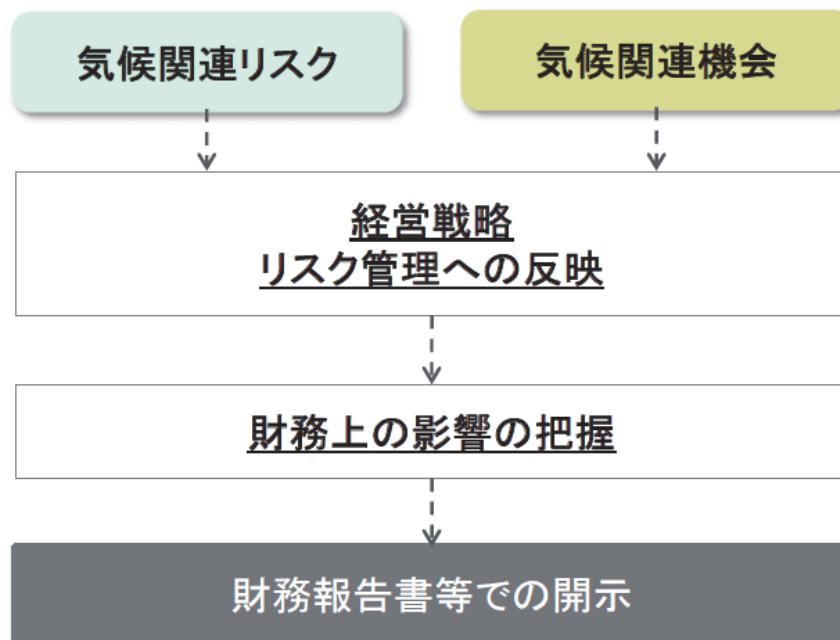
□ 有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」と「従業員の状況」に以下の事項を記載

サステナビリティに関する考え方及び取組[新設]



TCFDとは

- 金融安定理事会(FSB)において、気候変動は金融システムに対してリーマンショック並みの大きなリスクと認識
- 2015年12月気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)を設置
=企業の気候変動への取り組みや影響などの財務情報を開示するためのタスクフォース」
- 2017年に投資家が企業の気候関連リスク・機会を適切に評価するための開示フレームワークを提言



TCFDは、全ての企業に対し、①2°C目標等の気候シナリオを用いて、②自社の気候関連リスク・機会を評価し、③経営戦略・リスク管理へ反映、④その財務上の影響を把握、開示することを求めている

気候危機と企業のリスクの例

気候関連リスク

自然災害によるサプライチェーンの寸断

例: 多くの日本企業が2011年タイ洪水によって生産拠点の長期の浸水、サプライチェーン寸断の影響を受けた

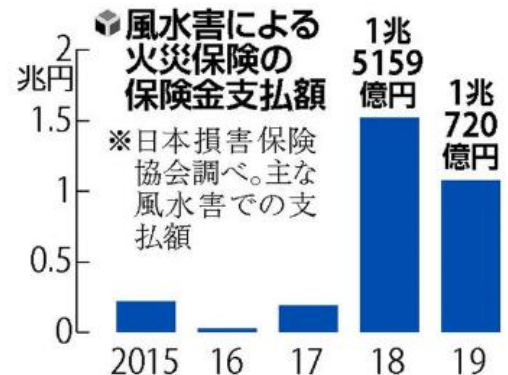
物理的リスク
急性

損害保険会社の自然災害の保険金支払額の増大

気候変動による風水害の被害の増大による影響

環境規制の強化

例: EUは2035年にガソリンなどで走るエンジン車の新車(再生可能エネルギー由来の水素と二酸化炭素からつくられる合成燃料「e-Fuel(イーフューエル)以外)」を原則販売禁止



(出典)読売新聞
2021.5.28

移行リスク
政策・法規制

脱炭素経営の広がり

TCFD

・投資家等に適切な投資判断を促すために、気候関連財務情報開示(機会とリスク)を企業等へ促進すること目的。

・金融安定理事会の下に設置

SBT

・パリ協定の目的達成を目指した削減シナリオと整合した目標の設定、実行を求める国際的なイニシアティブ

・国際NGO(CDP, WRI, Global Compact、WWF)が運営

RE100

・企業自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ

・国際NGO(The Climate Group CDP,)が運営

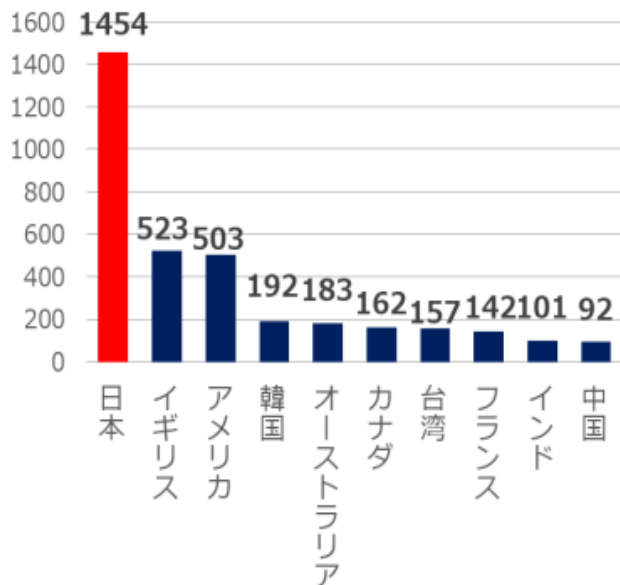
TCFD

Taskforce on Climate related Financial Disclosure

企業の気候変動への取組、影響に関する情報を開示する枠組み

- 世界で4,831(うち日本で1,454機関)の金融機関、企業、政府等が賛同表明
- **世界第1位 (アジア第1位)**

TCFD賛同企業数
(上位10の国・地域)



[出所]TCFDホームページ TCFD Supporters (<https://www.fsb-tcfid.org/tcfid-supporters/>) より作成

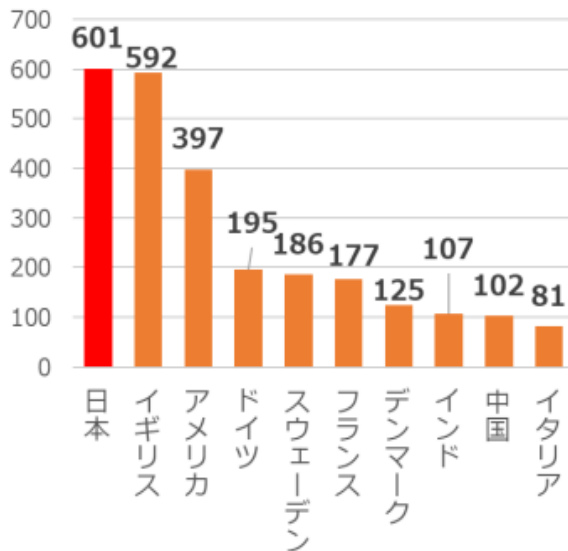
SBT

Science Based Targets

企業の科学的な中長期の目標設定を促す枠組み

- 認定企業数：世界で3,487社(うち日本企業は601社)
- **世界第1位 (アジア第1位)**

SBT国別認定企業数グラフ
(上位10カ国)



[出所]Science Based Targetsホームページ Companies Take Action (<http://sciencebasedtargets.org/companies-taking-action/>) より作成。

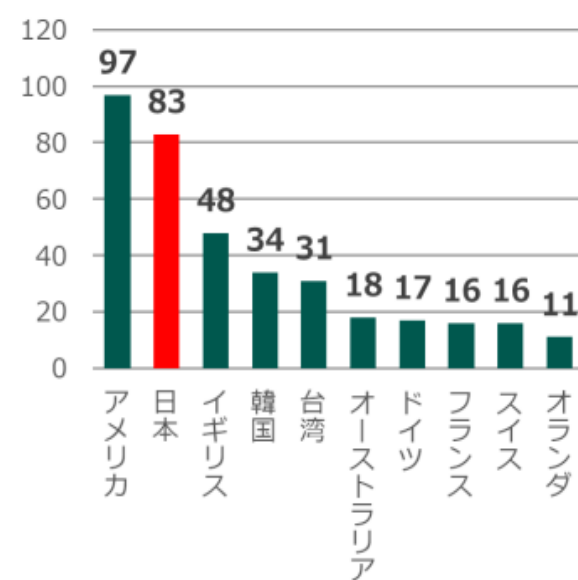
RE100

Renewable Energy 100

企業が事業活動に必要な電力の100%を再生エネで賄うことを目指す枠組み

- 参加企業数：世界で419社(うち日本企業は83社)
- **世界第2位 (アジア第1位)**

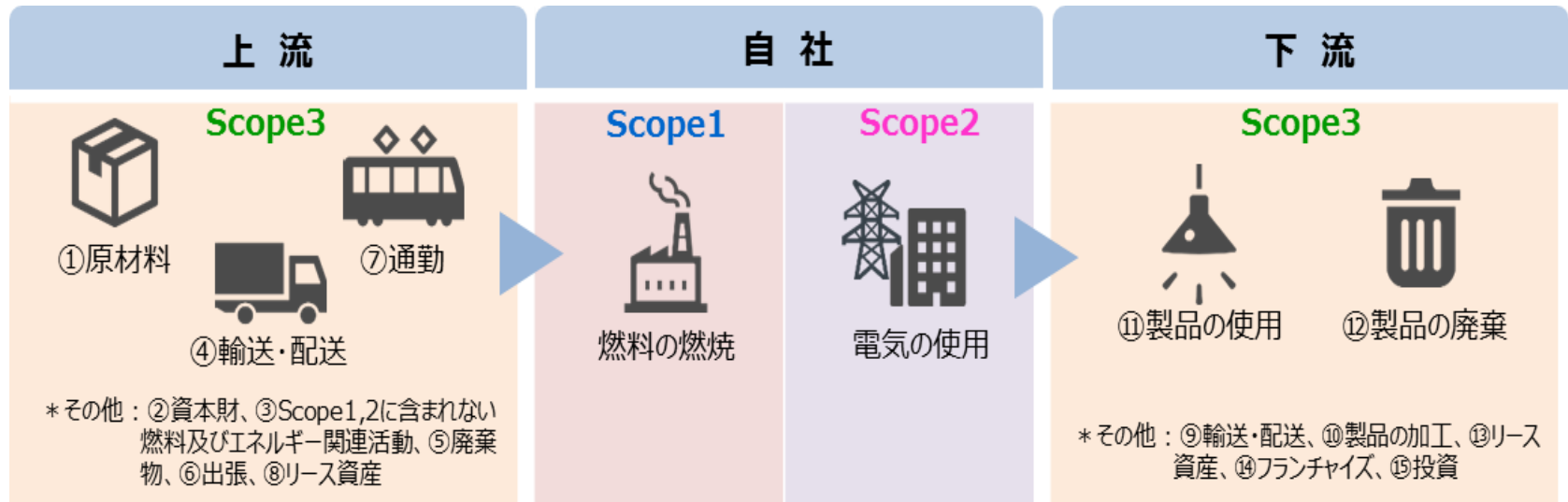
RE100に参加している国別企業数グラフ
(上位10の国・地域)



[出所] RE100ホームページ (<http://there100.org/>) より作成。

TCFD、SBTが求める温室効果ガス排出量の開示の範囲

自らの事業活動に伴う排出（Scope1/2）だけではなく、**原材料・部品調達**や製品の
使用段階も含めた排出量（Scope3）の開示と削減目標を示すことが求められている



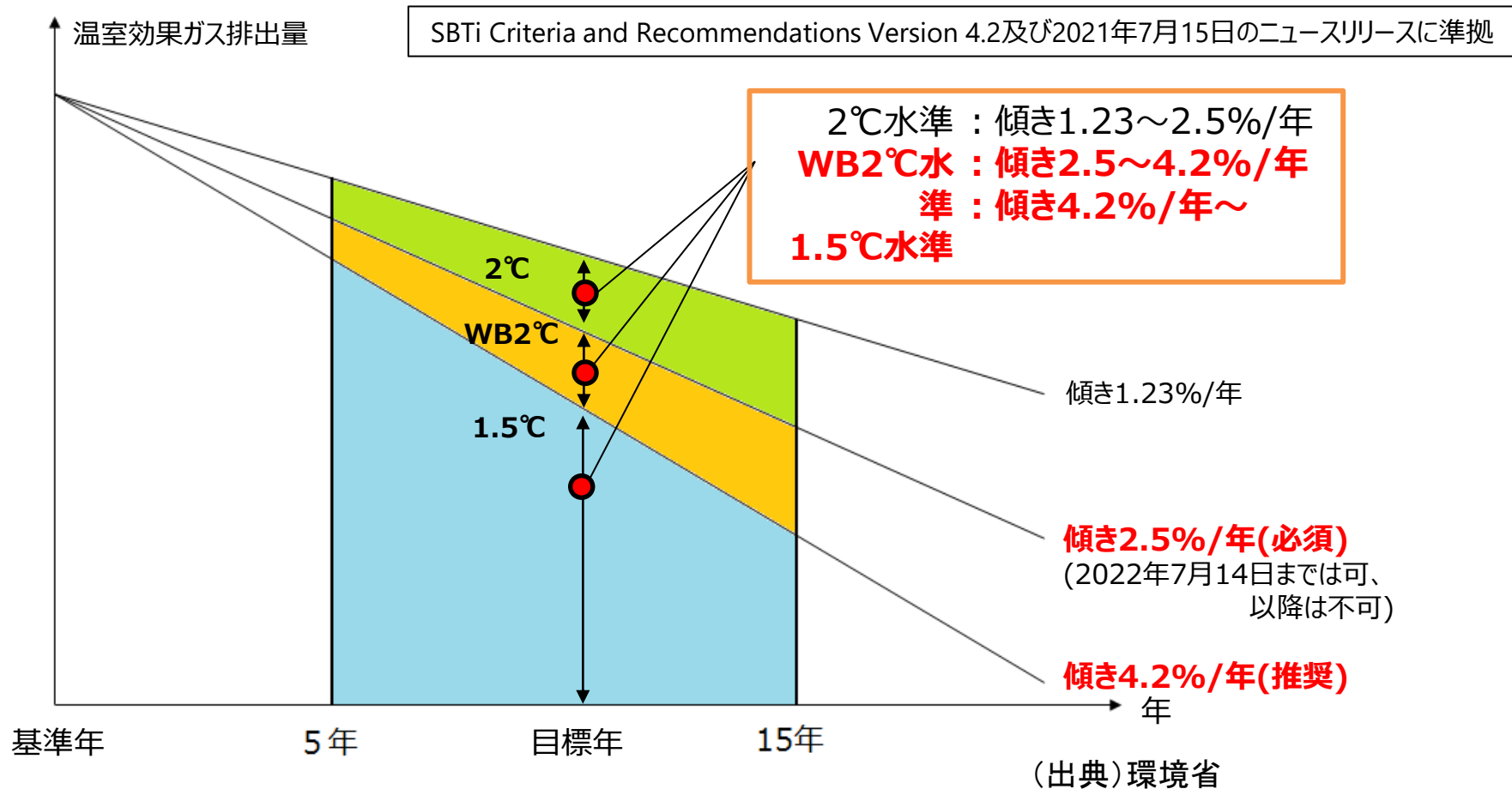
Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3：Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

SBTの運営機関

パリ協定(世界の気温上昇を産業革命前より2°Cを十分に下回る水準(Well Below 2°C:WB2°C)に抑え、また1.5°Cに抑えることを目指すもの)が求める水準と整合した、5年~15年先を目標年として企業が設定する、**温室効果ガス排出削減目標**のこと。



SBTはパリ協定に整合する持続可能な企業 であることをステークホルダーに対して 分かり易くアピールできます

- 企業が①投資家、②顧客、③サプライヤー、④社員などのステークホルダー
に対し、持続可能な企業とアピールすることで、評価向上やリスクの低減、
機会の獲得といったメリットにつながる。
- SBTは、気候科学に基づく「共通基準」で評価・認定された目標であるため、
「パリ協定」に整合していることが分かり易い。

RE100とは？

2014年に結成した、事業を100%再エネ電力で賄うことを目標とする企業連合

RE100企業



100%

調達

再エネ



RE100の認定要件

認定要件	<ul style="list-style-type: none">• 目標年を宣言し、事業全体を通じた100%再エネ化にコミットする、もしくは既に100%再エネ化を達成していること。目標年の設定は以下の要件を満たさなければならない<ul style="list-style-type: none">✓ 遅くとも2050年までに、100%再エネ化を達成する✓ 2030年までに60%、2040年までに90%の中間目標を設定する➤ 特例として現在、日本企業においては中間目標の設定は「推奨」に緩和されている。その代わりに、日本企業には「『日本の再エネ普及目標の向上』と『企業が直接再エネを利用できる、透明性ある市場の整備』に関する、政策関与と公的な要請を積極的に行うこと」が求められる• GHGプロトコルで定義される、すべての電力に関連するスコープ2及び発電に係るスコープ1を再エネ化すること
進捗報告	進捗報告は毎年、所定フォーマットにて行う。 (なお、CDP質問書の所定欄回答で代替可)

中小企業向け 再エネ100宣言

再エネ100宣言 RE Actionとは、企業、自治体、教育機関、医療機関等の団体が使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再エネ100%利用を促進する枠組み

主な活動内容

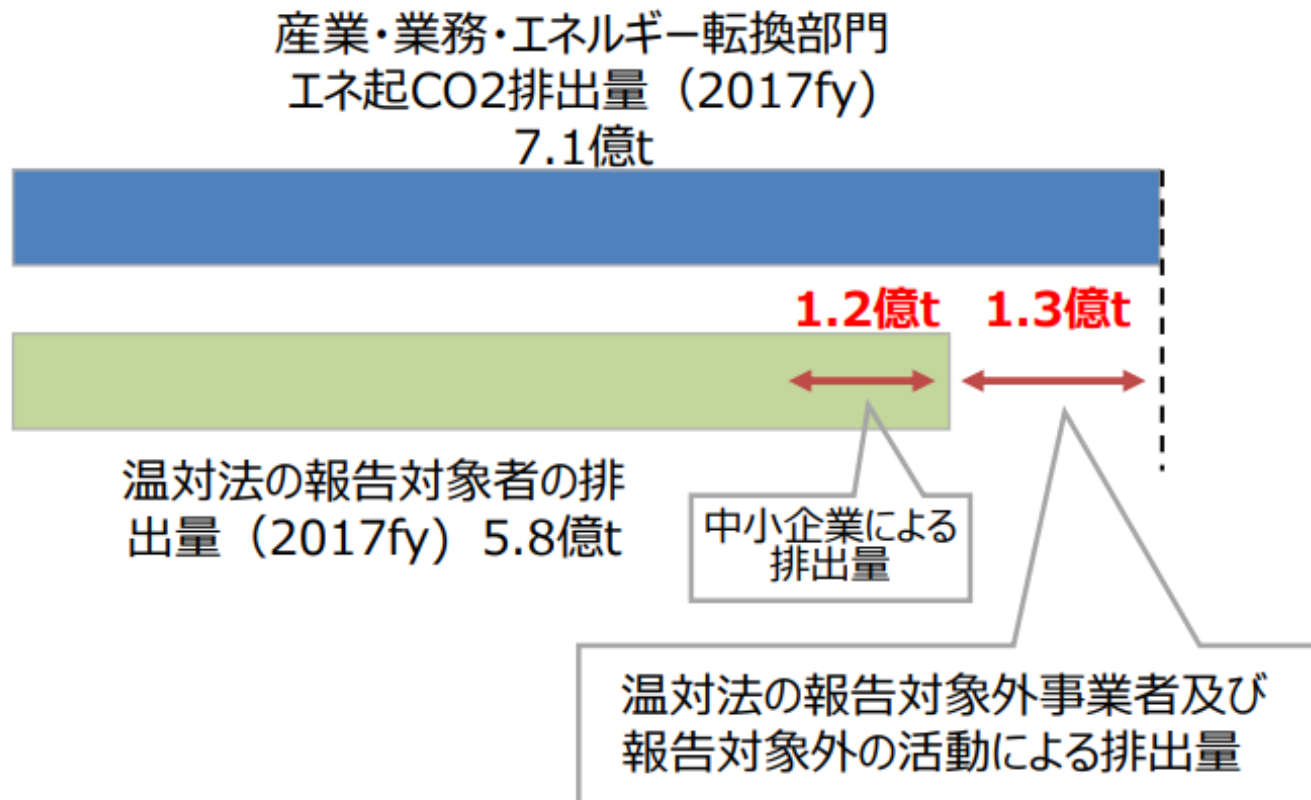
- 参加団体による再エネ100%宣言
- 再エネ100%実践支援
- 情報発信

名 称	再エネ100宣言 RE Action（アールイーアクション）
設 立	2019年10月
再エネ100宣言 RE Action協議会 (運営)	グリーン購入ネットワーク（GPN） イクレイ日本（ICLEI） 公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES） 日本気候リーダーズ・パートナーシップ（JCLP） 一般社団法人 地球温暖化防止全国ネット（JNCCA）
事務局所在地	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-20 第3虎の門電気ビルディング5階 株式会社バックキャストテクノロジー総合研究所内

中小企業の脱炭素経営の重要性

中小企業の温室効果ガス(GHG)排出量は1.2億t~2.5億tと推計され、日本全体のGHG排出量のうち1割~2割弱を占める

<日本のGHG排出量内訳 (2017年度) >



中小企業の脱炭素経営のメリット

省エネによる コスト削減

エネルギー使用量を把握して削減ポテンシャルを検証、計画的・効果的な投資やプロセス改善により、一層の省エネ・省CO₂、さらにエネルギーコストを削減。

訴求力の向上 資金調達手段 の獲得

- ・金融機関がESG投資を推進。温暖化対策の状況を加味した融資条件の優遇等を受けられる機会が拡大

競争力向上 知名度の向上

- ・取引先企業から選択されやすくなり、既存の取引先との強固な関係性の構築。新規の取引先開拓にもつながり得る。
- ・製品単位の排出量見える化が進めば、製品の差別化を行うことができる。

社員のモチベーションの 向上 人材獲得力の 向上

- ・気候変動という社会課題に取り組む姿勢を示すことで、社員の信頼や共感を獲得。外部から評価されることで社員のモチベーション向上に。気候変動問題への関心が高い人材からの共感・評価が得られ、人材獲得力の強化